

T-NEWS

8

【 Vol.063 】

企業の業務命令によるPCR検査費用等は非課税扱
10月からの郵便配達日数と料金変更
フリーランスのガイドラインを公表
土屋 敬の「つれづれ雑記」



企業の業務命令によるPCR検査費用等は非課税扱

国税庁は5月31日付のホームページで、企業が従業員の新型コロナウイルスの感染予防対策費用を負担した場合の課税関係についての指針を示した。

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」で、企業が負担した従業員の感染予防対策費用のうち、給与の非課税となるもの、ならないものの例示を挙げている。

【質問】

当社では、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、従業員が負担した次のような費用を従業員に支給する予定ですが、このような費用の支給については、従業員に対する給与として課税対象となりますか。また、このような費用の支給は法人税の損金の額に算入できますか。

■ 従業員の所得税の課税関係について

1. マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費

▶ 給与として課税されないもの

業務のために通常必要なマスクなどの費用について、企業が実費精算として従業員に支払う金銭（企業がマスクなどを直接従業員に配布する場合も、同様）

▶ 給与課税対象

- ・勤務とは関係なく使用するマスクなどの消耗品費について支給するもの
- ・従業員の家族など、従業員以外の者を対象に支給するもの

2. 従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費

▶ 給与として課税されないもの

- ・テレワークを行うための間仕切りなどの環境整備費用の購入費用など、企業が実費精算として従業員に支払う金銭（ただし、購入した備品の所有権が従業員に移った場合を除く）
- ・企業が所有する備品を専ら業務に使用する目的で従業員に貸与する場合

▶ 給与課税対象

勤務とは関係なく使用する電化製品など、勤務とは関係なく使用する備品について支給するもの

3. 感染が疑われる場合のホテルなどの利用料・ホテル等までの交通費など

▶ 給与として課税されないもの

業務のために通常必要な費用（例えば、職場以外の場所で勤務することを企業が認めている場合のその勤務に係る通常必要な利用料、交通費など）について、その費用を精算する方法または企業の旅費規程などに基づいて、企業が従業員に対して支給する金銭

▶ 給与課税対象

業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの（例えば、従業員が自己の判断によりホテルなどに宿泊した場合の利用料など）

4.PCR 検査費用、室内消毒の外部への委託費用など

▶給与として課税されないもの

業務のために通常必要な費用(例えば、企業の業務命令により受けたPCR検査費用や、テレワークに関連して業務スペースを消毒する必要がある場合の費用など)について、その費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭

▶給与課税対象

業務のために通常必要な費用以外の費用(例えば、従業員が自己の判断により受けたPCR検査費用や、従業員が自己の判断により支出した消毒費用など)

なお、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないもの(例えば、企業が従業員に対して毎月5,000円を渡切りで支給するもの)は、従業員に対する給与として課税対象となるので注意が必要である。

■法人税の課税関係について

企業が負担した従業員の感染予防対策費用については、原則として消耗品費、旅費交通費などや給与として損金の額に算入される。

(木下洋子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

10月からの郵便配達日数と料金変更

2021年10月から郵便物・ゆうメールのサービスが一部変更となり、一定の「土曜日配達」のサービスも休止となる。また、配達日数も1日程度繰り下がる予定だ。

■土曜日配達が休止のサービス

「普通郵便、ゆうメール、スマートレター、特定記録、Webレター、コンピュータ郵便」は、今までの日曜日・休日に加え、土曜日の配達も2021年10月2日(土)から休止を予定している。

「ゆうパック、ゆうパケット、レターパックプラス、レターパックライト、クリックポスト、速達、書留、簡易書留」などは、引き続き土曜日、日曜日および休日も配達し、配達日数に変更はない。

■配達日数の1日程度繰り下げとなるサービス

「土曜日配達が休止のサービス」に該当している場合、配達日数が今までより1日程度延びることとなる。

※特定記録に関しては、土曜日配達休止に該当するが、配達日数の1日程度の繰り下げには該当しない。

今後は、17時までに郵便を投函し、翌日に届いていた地域の場合、翌々日となる。2021年10月以降段階的に実施される予定だ。

お届け日数の変更

現在おおむね17時まで (※1) の差出して
翌日配達の地域宛

引受日	配達曜日	
	現在	見直し後
月	火	水
火	水	木
水	木	金
木	金	月
金	土	月 (※2)
土	月	火
日	月	火 (※2)

現在おおむね17時まで (※1) の差出して
翌々日配達の地域宛

引受日	配達曜日	
	現在	見直し後
月	水	木
火	木	金
水	金	月
木	土	月 (※2)
金	月	火
土	月	火 (※2)
日	火	水

(※1) 土曜、日曜および休日では、差出締切時刻が異なる場合があります。

(※2) 2021年10月から繰り下げ。その他は2022年1月以降段階的に繰り下げます。

現在、「午前」と「午後」の差出してお届け日数が異なる地域がありますが、2021年10月からは「午後」差出しのお届け日数に統一してご案内します。

ゆうパック、ゆうパケット、速達、書留等は引き続き「午前」と「午後」のお届け日数でご案内します。

■速達郵便の料金値下げ

2021年10月1日引受分から、速達(オプションとして加算される料金部分)が値下げされ利用しやすくなる。

- | |
|----------------------------|
| ・250gまで 290円 ⇒(10/1以降)260円 |
| ・1kgまで 390円 ⇒(")350円 |
| ・4kgまで 660円 ⇒(")600円 |

新料金に対応する260円普通切手は、9月1日から発行予定だ。なお、旧料金(290円)の切手は、9月1日～10月31日の間であれば、交換手数料無料で他の郵便切手類と交換できる予定のため、ご活用をお勧めする。

到着日の気になる郵便物や請求書を取り扱う方は、9月末頃の最新情報をチェックの上、ご注意ください。

(山崎美穂 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所
(氏名) ライフプランナー 土屋 敬
(住所) 〒983-0852
仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F
(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463
(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

フリーランスのガイドラインを公表

■フリーランスが安心して働ける環境整備のため

令和3年3月26日、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が公表された。

事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確にするため、実効性と一貫性のあるガイドラインが策定された。

今回は労働関係法令を中心に、フリーランスに仕事を依頼する企業側にとって知っておきたいポイントについてまとめておく。

■名称ではなく、個々の働き方の実態で判断

さて「フリーランス」とは法令用語ではないわけだが、このガイドラインでは、「フリーランス」について「実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者」と定義している。もちろん広い意味では個人事業主全般を指す用語とされることもあるので、このガイドライン上の定義にはあてはまらないからといってガイドラインに反するような取引や取扱がされれば、当然違法となるので注意しなければならない。

それでは労働関係法令においてどのような場合、問題になるのだろうか。フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用にあたっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」かどうかで判断される。ガイドラインに記載されている判断基準により、「労働者」に該当すると判断された場合には、労働基準法や労働組合法などの労働関係法令に基づくルールが適用されることとなる。

■労働者性の判断基準および判断要素を理解すること

同ガイドラインによると、「労働基準法における労働者性の判断基準」は、「労働者」を「事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」(第9条)と規定していることから、労働者にあたるか否かという「労働者性」については、以下の2つの基準で判断されると説明している。

- 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

その判断基準は、請負契約や委任契約といった形式的な契約形式にかかわらず、契約の内容、労務提供の形態、報酬その他の要素から、個別の事案ごとに総合的に判断されるという。同ガイドでは、以下のような項目について確認し、判断することとしている。

- (1)「使用従属性」に関する判断基準
 - ①「指揮監督下の労働」であること
 - a.仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
 - b.業務遂行上の指揮監督の有無
 - c.拘束性の有無
 - d.代替性の有無(指揮監督関係を補強する要素)
 - ②「報酬の労務対償性」があること
- (2)「労働者性」の判断を補強する要素
 - ①事業者性の有無
 - ②専属性の程度

※労働基準法研究会報告(労働基準法の「労働者」の判断基準について)(昭和60年12月19日)で示された判断基準に基づく。

同ガイドラインによると、もう一方の「労働組合法における労働者性の判断要素」は、「労働者」を「賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」(第3条)と規定しており、以下の判断要素を用いて総合的に判断すべきものと説明している。

- (1)基本的判断要素
 - ①事業組織への組み入れ
 - ②契約内容の一方的・定型的決定
 - ③報酬の労務対償性
- (2)補充的判断要素
 - ④業務の依頼に応ずべき関係
 - ⑤広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束
- (3)消極的判断要素
 - ⑥顕著な事業者性

※労使関係法研究会報告書(労働組合法上の労働者性の判断基準について)(平成23年7月)で示された判断要素に基づく。

いずれにしても労働基準法上の「労働者」と認められる場合は、労働基準法の労働時間や賃金などに関するルールが適用される。また労働組合法上の「労働者」と認められる場合は、団体交渉を正当な理由なく拒んだりすることが禁止される。労働基準法と労働組合法における「労働者」は、定義規定の違いもあり、必ずしも一致しないと解されており、労働組合法のほうが労働基準法より「労働者」の定義が緩やかに広く捉えているのでその点も理解しておきたい。

参照:厚生労働省「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

庄司英尚(株式会社アイウェーブ 代表取締役、アイウェーブ社労士事務所 代表、社会保険労務士)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
 ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
 下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所
 (氏名) ライフプランナー 土屋 敬
 (住所) 〒983-0852
 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F
 (電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463
 (E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp



リモート(遠隔)でお話しませんか？

弊社が昨年から導入しているリモートコンサルティング。もう体験されましたか？
リモートコンサルティングでは、ライフプランナーのパソコンとお客さまのパソコン等で、リアルタイムに画面を共有。双方向で確認を行いながら、視覚的にもわかりやすく、対面同様の質の高い、きめ細やかなコンサルティングが提供できるようになりました。

操作は簡単。事前に届いたメールに記載されたURLをクリックするだけ。パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれでも実施可能で、アプリ等のインストールも不要です。ぜひお気軽にお声がけください。



土屋 敬のつれづれ雑記 『親の姿』



今月は、モデルの亜希さんがSNSに投稿した文章をご紹介します。
亜希さんの元夫は、薬物やアルコール依存と闘っている元プロ野球選手の清原和博さんです。

.....
半年前くらいかな…。長男が父親に対し、
弱いところさらけ出せる今の方が断然かっこいいわ…と言葉にした時がありました。
その時感じた私の中の想いを今日は少しだけお伝えしたく…

親は自分が持つ正解を教えて育てようとする。
どこか上からで、どこか先輩目線で、どこか人間教科書のような時もある…
それは基本大切なこと。
けれど、果たしてそれでいいのかと考えさせられた瞬間でした。
子供の目に映る父親像、母親像は、
もしかしたら親が思い描く像とは違うものを求めているのかも知れない…
あの日から私の子育ては更に楽になりました。

親の評価、子の評価は、つけられるものではないけれど、
つけるとするならば、他人さんではなく
真実を知り得る親子であればいいのかな…とも感じました。

親は教科書じゃなくていい。弱くてもいい。
子供から教えられたことのひとつでした。

.....
「親はいつも手本でなければいけない」、
「親はいつも強い姿を見せなければいけない」と考えると、
プレッシャーになりますよね。
親子であってもそう思うのに、会社のなかでの関係はどうでしょうか。
見栄を張ったり、強がったり…。
ありのままの自分で、弱さを見せる方が自分も周りも楽ですよ。
変なプライドは捨てて、弱さをさらけ出していきます！

今日も一日、笑顔で一緒に頑張ってまいりましょう！